

船員保険疾病任意継続被保険者の方の保険料額

【平成24年4月分（4月納付分）～】

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	船員保険料		
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合	
等級	月額		9.87%	11.60%	
		円以上	円未満		
1	58,000	～	63,000	5,724	6,728
2	68,000	63,000	～ 73,000	6,711	7,888
3	78,000	73,000	～ 83,000	7,698	9,048
4	88,000	83,000	～ 93,000	8,685	10,208
5	98,000	93,000	～ 101,000	9,672	11,368
6	104,000	101,000	～ 107,000	10,264	12,064
7	110,000	107,000	～ 114,000	10,857	12,760
8	118,000	114,000	～ 122,000	11,646	13,688
9	126,000	122,000	～ 130,000	12,436	14,616
10	134,000	130,000	～ 138,000	13,225	15,544
11	142,000	138,000	～ 146,000	14,015	16,472
12	150,000	146,000	～ 155,000	14,805	17,400
13	160,000	155,000	～ 165,000	15,792	18,560
14	170,000	165,000	～ 175,000	16,779	19,720
15	180,000	175,000	～ 185,000	17,766	20,880
16	190,000	185,000	～ 195,000	18,753	22,040
17	200,000	195,000	～ 210,000	19,740	23,200
18	220,000	210,000	～ 230,000	21,714	25,520
19	240,000	230,000	～ 250,000	23,688	27,840
20	260,000	250,000	～ 270,000	25,662	30,160
21	280,000	270,000	～ 290,000	27,636	32,480
22	300,000	290,000	～ 310,000	29,610	34,800
23	320,000	310,000	～ 330,000	31,584	37,120
24	340,000	330,000	～ 350,000	33,558	39,440
25	360,000	350,000	～ 370,000	35,532	41,760
26	380,000	370,000	～	37,506	44,080

平成24年度における疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、380,000円です。

介護保険第2号被保険者に該当する方は、40歳以上65歳未満の方であり、一般保険料率(9.87%)に介護保険料率(1.73%)が加わります。

疾病任意継続被保険者の方の一般保険料率(9.87%)は、疾病保険料率(9.45%)と災害保健福祉保険料率(0.42%)を合計した率です。

- ・疾病保険料率のうち、5.84%は保険給付等に充てるための基本保険料率となり、3.61%は後期高齢者支援金等に充てられる特定保険料率となります。
- ・災害保健福祉保険料率は、健診等に充てられるものです。

保険料の納付方法について

疾病任意継続被保険者の方の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、全国健康保険協会船員保険部までお問い合わせください。

前納による納付：3月と9月に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引になります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分